

基準日:2011年12月30日

ファンドの目的

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて中長期的な投資信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドの特色**① 主としてアラブ地域を中心とした中東・北アフリカ諸国で事業を展開する企業^{*}に実質的に投資します。**

^{*}サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、クウェート、オマーン、カタール、バーレーン、エジプト、モロッコ、チュニジア、レバノン、ヨルダン等の企業または同地域において主な事業を展開する企業の株式等(これに準じるワラントや債券等を含みます。)を実質的な投資対象とします。実質的な投資対象国はこれらに限定するものではなく変更または増減する場合があります。ベンチマークはありません。

② ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

◆主としてルクセンブルク籍の外国投資法人「オーシャン・ファンド・エクイティーズ MENA オポチュニティーズ」と「Amundi Funds マネー・マーケット・USD^{**1}」に投資します。アラブ地域の企業への実質的な投資は「オーシャン・ファンド・エクイティーズ MENA オポチュニティーズ」を通じて行います。

^{**1} 2011年6月24日付でファンドの名称が「SGAM Fund マネー マーケット(USD)」から上記名称に変更になりました。投資方針等には変更はございません。

◆「オーシャン・ファンド・エクイティーズ MENA オポチュニティーズ」の運用は、アラブ地域への投資に精通し豊富な運用実績を有するGLG パートナーズ インターナショナル リミテッド(GLG Partners International Limited)が行います。また、「Amundi Funds マネー・マーケット・USD」の運用はフランスのアムンディ^{**2}が行います。

◆投資対象となるサブファンドは追加・変更することがあります。

^{**2} Amundi Funds マネー・マーケット・USDの投資顧問会社であるソシエテ ジェネラル ジェスチョンは、2011年1月1日に資産運用に関するすべての業務をアムンディに移管しております。運用チームや体制は変わらず、運用哲学・運用プロセスは維持されます。したがって、その商品性は維持され変更はありません。

MENA(ミーナ)地域とは

中東および北アフリカ地域を意味する「Middle East and North Africa」の略称で、湾岸協力会議(GCC)6カ国を中心に形成される経済圏です。

③ 原則として、為替ヘッジは行いません。

◆アラブ地域の多くは、本国通貨を米ドルに連動させる「米ドルペッグ制」の通貨政策をとっています^{*}。このため、アラブ諸国の現地通貨は米ドルの変動に連動しているため、円に投資されるお客様の為替変動リスクは米ドルの円に対する変動とほぼ同じになります。しかし、アラブ地域の一部の国ではインフレを抑制するために通貨を切り上げようとする動きも出ており、将来的に米ドルペッグ制から離脱する可能性もあります。この場合、米ドルとの連動は低くなりますので、為替変動リスクは現地通貨と円の変動が重要となります。

^{*}クウェートは、2007年5月に「米ドルペッグ制」を廃止し、本国通貨を複数の通貨で構成される通貨バスケットに連動させる「バスケットペッグ制」の通貨政策に移行しました。また、エジプトとチュニジアは、「変動相場制」をとっています。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。◆

収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

●分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

投資リスク

ファンドは、投資対象サブファンドへの投資を通じて、主として中東・北アフリカ諸国で事業展開を行う企業が発行する外国株式など値動きのある有価証券(外貨建資産には為替変動リスクがあります。)に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて投資者に帰属します。

基準価額の変動要因としては、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスク、カントリーリスク、為替変動リスク等が挙げられます。なお、基準価額の変動要因(投資リスク)は、これらに限定されるものではありません。また、その他の留意点として、ファンドの繰上償還等があります。

詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

＜お申込みの際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)等をご覧ください。＞

当資料のお取扱いについてのご注意

■当資料は、法定目論見書の補足資料としてアムンディ・ジャパン株式会社が作成した販売用資料であり、法令等に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの購入のお申込みにあたっては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)等をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、お受取りの上、内容は投資信託説明書(交付目論見書)等で必ずご確認ください。なお、投資に関する最終決定は、ご自身でご判断ください。■当資料は、弊社が信頼する情報に基づき作成しておりますが、情報の正確性について弊社が保証するものではありません。また、記載されている内容は、予告なしに変更される場合があります。■当資料に記載されている事項につきましては、作成時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。また、運用成果は実際の投資家利回りとは異なります。■投資信託は、元本および分配金が保証されている商品ではありません。■投資信託は値動きのある証券等に投資します。組入れた証券等の値下がり、それらの発行者の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により損失を被ることがあります。したがって、これら運用により投資信託に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様へ帰属いたします。■投資信託は預金、保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象とはなりません。■投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

基準日:2011年12月30日

基準価額の推移



※基準価額は信託報酬控除後です。

騰落率

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
ファンド	2.37%	3.33%	-9.17%	-12.33%	11.99%	-55.91%

ファンド概況

基準価額	4,409円	設定日	2008年1月31日				
純資産総額	41.5億円	決算日	原則として、 4月、10月の各15日				
組入比率	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>オーシャン・ファンド・エクイティーズ MENA オポチュニティーズ</td> <td>98.35%</td> </tr> <tr> <td>Amundi Funds マネー・マーケット・USD</td> <td>0.06%</td> </tr> </tbody> </table>			オーシャン・ファンド・エクイティーズ MENA オポチュニティーズ	98.35%	Amundi Funds マネー・マーケット・USD	0.06%
オーシャン・ファンド・エクイティーズ MENA オポチュニティーズ	98.35%						
Amundi Funds マネー・マーケット・USD	0.06%						

※組入比率は、純資産総額に対する評価額比です。

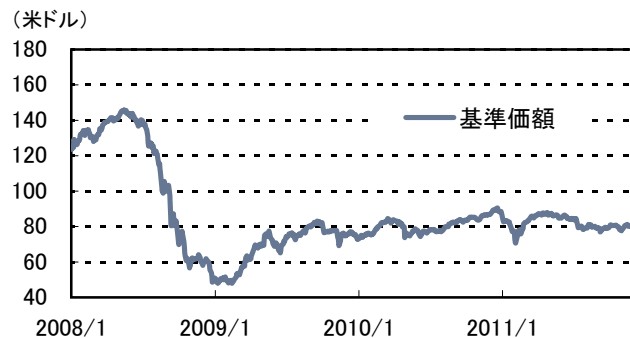
分配金

決算日	分配金(円)	決算日	分配金(円)
1期(08年10月15日)	0	5期(10年10月15日)	0
2期(09年4月15日)	0	6期(11年4月15日)	0
3期(09年10月15日)	0	7期(11年10月17日)	0
4期(10年4月15日)	0	-	-
※1万円当たり税引前		設定来累計	0

オーシャン・ファンド・エクイティーズ MENA オポチュニティーズの状況

※以下の概況は、GLGパートナーズ インターナショナル リミテッドが作成・発行したデータによるものです。

基準価額の推移



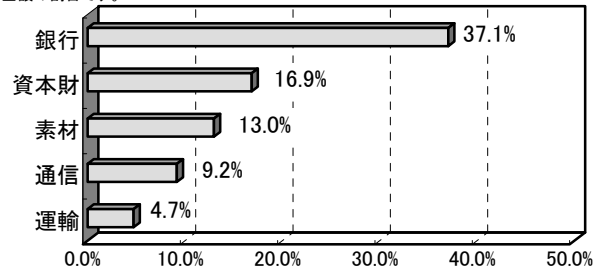
期間騰落率(米ドルベース)

(オーシャン・ファンド・エクイティーズ MENA オポチュニティーズの騰落率です。)

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年
MENA	3.00%	2.27%	-5.37%	-7.18%	35.96%

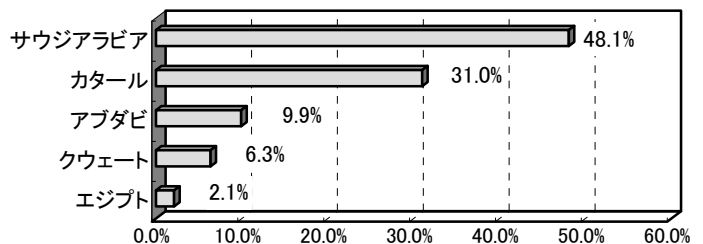
組入上位5業種

※比率は、オーシャン・ファンド・エクイティーズ MENA オポチュニティーズの組入有価証券評価額に対する評価金額の割合です。



組入上位5カ国

※比率は、オーシャン・ファンド・エクイティーズ MENA オポチュニティーズの組入有価証券評価額に対する評価金額の割合です。また、ドバイ、アブダビはアラブ首長国連邦を構成する首長国です。



組入上位5銘柄

※比率は、オーシャン・ファンド・エクイティーズ MENA オポチュニティーズの純資産総額に対する評価金額の割合です。

組入銘柄数: 38 銘柄

銘柄名	国名	業種	組入比率(%)	概要
エティハド・エティサラート	サウジアラビア	通信	8.47	サウジアラビアの通信会社。携帯通信サービスをはじめとして、関連する様々なサービスを提供。
サウジ基礎産業公社	サウジアラビア	素材	6.60	サウジアラビア最大の石油化学会社。プラスチックや肥料の他、スチール製品等の製造も手掛ける。
カタール・ナショナル銀行	カタール	銀行	6.42	預金業務、法人・個人向け銀行サービス。クレジットカードのスポンサー業務も手掛ける。
カタール商業銀行	カタール	銀行	5.54	商業銀行。自動車、住宅および個人ローン、住宅および自動車保険、仕組および貿易金融、財務、投資ファンド、事業アドバイスおよび証券仲介のサービスを提供。
インダストリーズ・カタール	カタール	資本財	5.08	大手石油化学メーカー。石油化学製品、肥料、石油添加物など産業用化学製品を手掛ける。

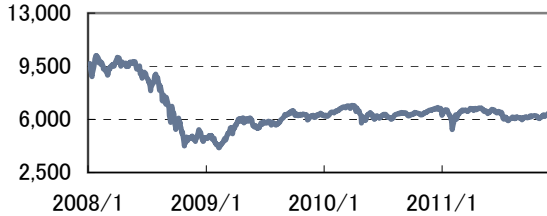
基準日:2011年12月30日

市場動向(アムンディ・アラブ株式ファンド設定来、現地月末)



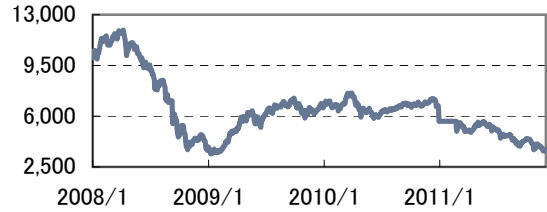
サウジアラビア タダウル全株指数

月末PER(倍) 13.91



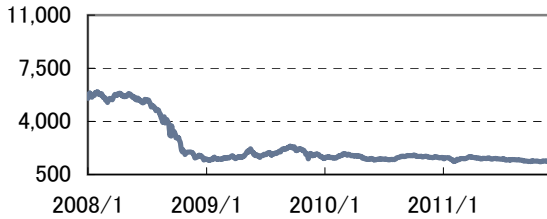
エジプト CASE30指数

月末PER(倍) 12.72



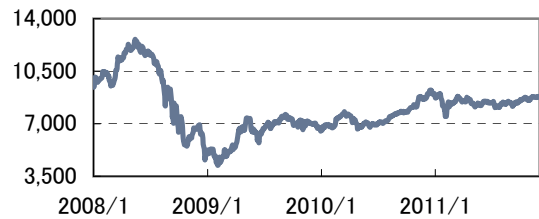
UAE ドバイ金融市場総合指数

月末PER(倍) 44.74



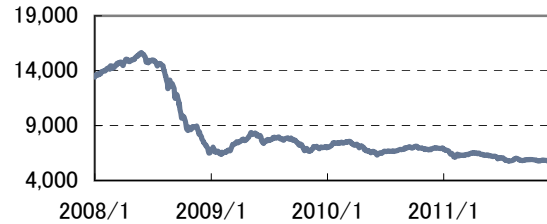
カタール DSM指数

月末PER(倍) 10.75



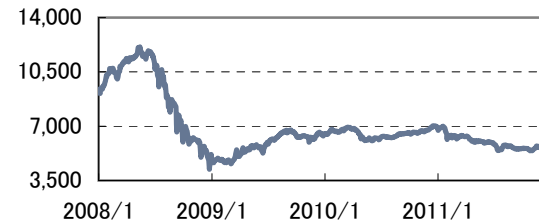
クウェート証券取引所指数

月末PER(倍) -



オマーン マスカットMSM30指数

月末PER(倍) 11.92



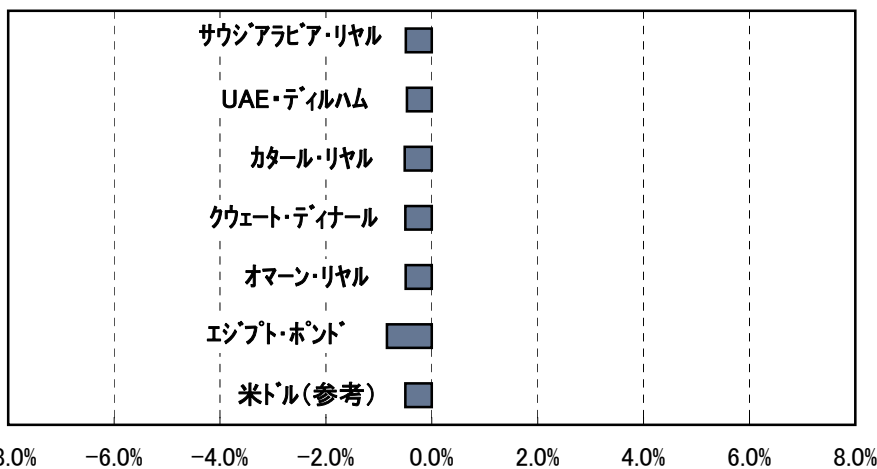
※Bloombergより、作成日時時点で取得可能なDATAより作成

為替動向(前月末比)

円高



円安



※為替レートは、わが国の対顧客電信相場仲値です。

基準日:2011年12月30日

オーシャン・ファンド・エクイティーズ MENA オポチュニティーズのファンド・マネージャーコメント

【市場概況】

12月のMENA(中東・北アフリカ)株式市場は強弱感が交錯する展開となりましたが、市場全体は小幅な上昇で終わりました。サウジアラビア タダウル全株指数とカタールDSM指数は域内市場の平均よりも良好なパフォーマンスを達成し、それぞれ前月比で5.01%、2.06%の上昇となりました。しかし、ドバイ金融市場総合指数は1.24%下落しました。一方、エジプト市場は、外貨準備高の継続的な縮小を背景としたボラティリティ(価格変動性)の一段の上昇を受けて大幅な下落となり、エジプトCASE30指数は前月比9.15%安で引けました。また、北海ブレント原油は1バレル当たり108ドル前後へと弱含みの展開となりました。ただ、この原油価格水準は、GCC(湾岸協力会議)原油輸出国のファンダメンタルズ面と当ファンドの主要保有銘柄の一部を引き続き後押しする見通しです。

【運用結果・投資行動】

当ファンドの12月の基準価額は3.00%の上昇となりました。組入比率の高いサウジアラビアとカタールが市場の上昇を受けてプラスに貢献しました。一方で、エジプトは市場の大幅な下落からマイナスの寄与となりました。12月の投資行動としては、UAE(アラブ首長国連邦)のホテル・リゾート関連銘柄の組入比率を引き下げるとともに、政治的緊張の高まりからクウェートの複合企業の保有株を一部売却しました。また、融資伸び率が改善しているサウジアラビアの銀行銘柄を若干ながら買い増し、バリュエーションが割安で経常収益が依然として健全な水準にあるUAEの不動産開発銘柄のウェイトを引き上げました。当ファンドは、カタールと特にサウジアラビアのオーバーウェイトと銘柄選定から引き続き恩恵を受けています。また、エジプトをはじめ北アフリカ全般、クウェートについてはアンダーウェイトを維持しています。

【今後の見通し・投資方針】

欧州の債務危機や景気減速懸念などを背景に世界の株式市場は不安定な展開が続いており、MENA市場についても市場の不透明感が残る展開が予想されます。当ファンドの運用においては、引き続き慎重な姿勢を維持する方針です。その一方で、原油価格は5月以降下落しているものの、比較的高水準を維持していることに加え、より広範囲な富の分配と経済の多様化の実現に向けてGCC諸国の各国政府がより積極的な政策を講じることが期待されていることから、長期的な見通しについては引き続き楽観視しています。国別には引き続き、カタール、UAE、サウジアラビアを特に有望視しています。サウジアラビア市場は近々外国人投資家に開放されるとみられており、実現した場合には同市場に極めてポジティブな影響をもたらすでしょう。エジプトとその他の北アフリカ諸国については、バリュエーションは割安であるとはいえ、見通しの安定感と透明感が増さない限り、組入比率を引き上げることは消極的な方針です。

(※ファンドのパフォーマンスは米ドルベース、各市場とそれ以外のパフォーマンスは現地通貨ベース。)

お申込みメモ

購入単位	分配金受取りコースと分配金再投資コースがあります。(コース名称は販売会社により異なる場合があります。)各コースの購入単位は、販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	ルクセンブルクの銀行休業日の場合には、受け付けません。ファンドの主要投資先である中東・北アフリカ諸国では、イスラム教の重要な祭日であるラマダン明け祭および犠牲祭等の期間に金融商品市場の休場日が集中する場合があります。その場合、委託会社の判断により、ファンドの購入・換金の申込受付を中止することがあります。
申込締切時間	詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金制限	換金の申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、諸事情により金融商品市場等が閉鎖された場合等一定の場合に換金の制限がかかる場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品市場における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受け付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信託期間	無期限とします。(設定日:平成20年1月31日)
決算日	年2回決算、原則毎年4月15日および10月15日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	年2回。決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。分配金再投資コースは税引後無手数料で再投資されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。配当控除および益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。有価証券届出書作成日現在の料率上限は3.15%(税抜3.0%)です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.2%の率を乗じて得た金額とします。

投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率1.197%(税抜1.140%)を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。ファンドが投資するルクセンブルク籍ファンドの有価証券届出書作成日現在の運用報酬率の上限額は、それぞれの運用資産の純資産総額に対し、年率1.00%および0.10%を乗じて得た額となります。したがって、当該運用報酬を考慮した場合のファンドの実質的な信託報酬率の上限は、年率2.197%(=1.197%+1.00%)となります。実際の信託報酬の合計額はサブファンドの組入状況、運用状況によって変動します。この他に、「オーシャン・ファンド・エクイティーズ MENA オポチュニティーズ」においては成功報酬がかかりますが、運用状況によって変動するためその合計額は記載していません。「オーシャン・ファンド・エクイティーズ MENA オポチュニティーズ」の基準価額(成功報酬控除前)が、計算期間(10月1日から翌年9月30日)において期首の基準価額から年率10%を超えて値上がりした場合、超過分の値上がり益に対して15%の成功報酬がかかります。成功報酬は、日々計上され(値下がり場合は戻し入れされます)、計算期間終了後にサブファンドから控除されます。毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。
その他の費用・手数料	投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書、運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。有価証券売買時の売買委託手数料、組入資産の保管費用および各サブファンドにそれぞれかかるルクセンブルクの年次税(年率0.01%)などの諸費用がかかります。 ※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。
委託会社、 その他の関係法人	委託会社:アムンディ・ジャパン株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第350号 加入協会:(社)投資信託協会 (社)日本証券投資顧問業協会 受託会社:株式会社りそな銀行 (再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社) 販売会社:販売会社につきましては、巻末をご参照ください。
ファンドに関する 照会先	アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル) 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス : http://www.amundi.co.jp

販売会社一覧(業態別・五十音順)

金融商品取引業者の名称	登録金融機関	登録番号	加入協会				
			日本証券業協会	社団法人 投資信託協会	社団法人 日本証券投資 顧問業協会	社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○			○	
株式会社近畿大阪銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○				
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	○			○	
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド	登録金融機関	関東財務局長(登金)第105号	○			○	
株式会社山陰合同銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第1号	○				
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○			○	
スタンダードチャータード銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第604号	○				
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○			○	
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	○			○	
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第36号	○			○	
株式会社りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	○			○	
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○		○		
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○		○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○			○	
愛媛証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第2号	○				
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○				
香川証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第3号	○				
かざか証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第58号	○				
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第170号	○				
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○			○	
日産センチュリー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○			○	
ばんせい証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第148号	○		○		
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	○			○	
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○				
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○			○	
丸大証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第168号	○				
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○			○	
明和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第185号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○			○	
リテラ・クレア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○			○	

(以下の販売会社はインターネットのみの取扱いとなります)

金融商品取引業者の名称	登録金融機関	登録番号	加入協会				
			日本証券業協会	社団法人 投資信託協会	社団法人 日本証券投資 顧問業協会	社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
SMBCフレンド証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第40号	○				